

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）（素案）  
に寄せられた意見と区の方針について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和元年12月11日（水）から令和2年1月17日（金）まで

(2) 周知方法

ア ねりま区報（12月11日号）・区ホームページへの掲載、  
区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、こども施策企画課での閲覧

イ 関係団体への説明等

以下の関係団体に計画素案について、個別に説明等を行った。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・練馬区子ども・子育て会議</li><li>・練馬区放課後子ども総合プラン運営委員会</li><li>・練馬区私立幼稚園協会</li><li>・練馬区私立保育園協会</li></ul> |
|--|

(3) 意見件数

194件（28名・4団体）

2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
計画全体に関すること	3
第1章 計画の基本的な考え方	12
第2章 区を取り巻く現状	0
第3章 令和元年度までの取組	22
第4章 取組の視点と方向性	8
第5章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開	109
第6章 法定事業の年度別需給計画	13
その他	27
合計	194件

### 3 意見に対する対応状況

対応区分	件数
意見の趣旨を踏まえて計画に反映するもの	3
素案に趣旨を掲載しているもの	50
素案に記載はないが、他の施策等で既に実施しているもの	20
事業実施等の際に検討するもの	17
趣旨を反映できないもの	61
その他、上記以外のもの	43
合計	194 件

### 4 区民からの意見（要旨）と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
計画全体に関すること			
1	5か年の計画の中で、現時点では予測できない景気の動きや人口流入等が想定される。社会の変化に素早く対応するため、中間年での見直し等は積極的に行ってほしい。	本計画は、各施策の推進や事業の実施に当たり、定期的実施状況の把握・点検を行い、その結果を事業や計画の見直しに反映させていきます。計画内容と実態が大きく乖離した場合は、中間年で計画を見直します。	
2	子育て支援策が充実している自治体では、児童人口が増えている。練馬区でも、いかに子育て世帯が増えていくようにするかという視点で計画を策定すべきである。	本計画は、子育て世帯が安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えることを目標としています。多様化するニーズに応えるため、子ども・子育て支援施策を充実します。	
3	区が全体的に「サービス事業」の視点でしか考えていないように感じる。最も大切な基本理念は子どもの最善の利益であり、本来であれば子どもの権利条例を策定し、条例に基づいた子ども主体の計画をつくるべきである。	本計画は、児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することを基本として策定します。なお、条例の制定は考えていません。	
第1章 計画の基本的な考え方			
4	子ども・子育て会議で出た意見は、計画にどう反映させるのか。	子ども・子育て会議で寄せられたご意見は、区の考え方、計画案への修正内容とともに、区議会および子ども・子育て会議に報告し、ご意見をいただいた上で、本計画を策定します。	
5	子ども・子育て会議において、本素案について議論・検討されているのか疑問だ。今回のパブリックコメントで区民からどのような意見が寄せられ、区はどう対応しようとするのか、会議の全委員に詳細を説明すべきである。	本計画の素案は、子ども・子育て会議で意見聴取を行いました。 また、計画の策定に当たっては、お寄せいただいたご意見の概要、区の考え方、計画案への修正内容を、区議会および子ども・子育て会議に報告し、ご意見をいただいた上で、成案としています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
6	今回受け付けたパブリックコメントについては、区議会や子ども・子育て会議において詳細に報告し、意見について区の考え方と計画の訂正・修正内容について報告すべきである。	計画の策定に当たっては、お寄せいただいたご意見の概要、区の考え方、計画案への修正内容を、区議会および子ども・子育て会議に報告し、ご意見をいただいた上で、成案としています。	
7	素案に対するパブリックコメントについて、区が編集や要約をせず、全文を子ども・子育て会議や区議会に提出してほしい。区の方向性とは違う意見について否定するのではなく、施策に反映できるように努力すべきである。	練馬区区民意見反映制度に関する規則に基づき、お寄せいただいたご意見の概要、区の考え方、計画等への修正内容を、区議会および子ども・子育て会議に報告します。	
8	区民の意見を聞く以上、計画へ反映させる努力をすべきである。意見に対する見解のみ回答するだけでは、区民を無視することと変わらない。少なくとも、寄せられた意見をもとに課題として捉える姿勢を示すべきである。	すべてのご意見について検討した上で、区の考え方をお示ししています。	
9	子ども・子育て会議は、子育ての各分野からさまざまな意見を吸収するシステムとして設置されている。しかし、練馬区の子ども・子育て会議の委員には、練馬区保育園父母連合会や練馬区学童保育連絡協議会の代表等がおらず、構成が不可解である。区の施策に根本的な意見を唱える人を排除しているのではないか。	子ども・子育て会議は、幼稚園や保育所等に通う保護者として5名の公募委員、現場の実情を知る幼稚園、保育所、小学生の放課後事業等の団体の委員にも参加いただいております。	
10	子ども・子育て会議には、放課後子ども総合プラン運営委員会から座長が出席しているが、運営委員会での議論が子ども・子育て会議にまったく反映されていない。子ども・子育て会議を構成する人選が不可解である。子ども・子育て会議を子育ての実態を反映する会議となるよう刷新すべきである。		
11	計画に掲載されている事業を実施するに当たり、現場で働く職員から直接意見を伺い改善を図る仕組みが必要である。子ども・子育て会議には、幼稚園や保育所の経営者は参加しているが、働く立場での委員がおらず不十分ではないだろうか。		
12	子ども・子育て会議に、長年保育や学童クラブの質の向上に取り組んでいる練馬区保育園父母連合会や練馬区学童保育連絡協議会からも委員を選出すべきである。子ども・子育て会議の構成を改善することで、本計画に記載の取組がより充実したものになる。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
13	子ども・子育て会議の委員について、1人で何期も委員を続けている委員がいる一方、区の施策について根本的な意見をもっている人は連続して落選している。委員の選定に当たっては、民主的な構成と選定をするべきである。	区では、区民の意見を反映させながら子ども・子育て支援施策を推進するため、子どもの保護者を委員として公募しています。 公募委員の選定は、応募理由および作文を評価し、練馬区教育委員会に意見聴取を行い選定しています。	
14	子ども・子育て会議の公募委員の選定に疑問を感じる。多様な意見が出るように、区は、長期間同じ委員となることを避ける等の工夫をするべきである。		
15	計画の位置づけについて、5つの法令等に基づく計画とされているが、子ども・若者育成支援推進法も加えるべきである。	子どもに係る施策で青少年にも継続するものが含まれており、青少年・若者に係る取組も重要であると考えています。本計画に「青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組」をまとめることにより、若者施策を進めていきます。	

### 第3章 令和元年度までの取組

1 保育サービスの拡充			
16	令和2年4月に向けて16か所整備する認可保育所はなぜ私立なのか。私立の方が、区が支払う費用が少ないためという費用面だけではなく、私立園のみ増やす理由を説明すべきである。私立園は離職率が高いことや、熟練スタッフが少ない、区立園において区の費用で行っているオムツの処理がない等のデメリットも多い。利用者の意見や第三者評価、実態調査などを加味して整備するべきである。	平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。 今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。	
17	平成31年の保育所待機児数を14人としているが、この数には、認可保育所を希望しながら入れず、認可外保育施設や地域型保育施設に入園した子どもはカウントされていない。 保護者が本当に求めている計画となるよう、認可保育所を希望しながら入園できなかった数を示すグラフに直すべきである。また、認可保育所を作ることを基本に計画を立てるべきである。	待機児童数算定は、国の要領に沿って行っています。区独自の算定方法に変更することは考えていません。 区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきました。令和2年4月に向け、新たに私立認可保育所を16か所整備するとともに、練馬こども園を3園認定し、定員760人を確保する見込みです。令和3年度に向けては、地域および年齢ごとの需要を考慮し、私立認可保育所を9か所整備し、更に410人の定員増を実施します。	
18	全国トップレベルの定員拡大は人口が多いため当たり前のことである。また、認可保育所に入園できなかったすべての家庭を待機児童として考えるべきである。	今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。	
19	認可外保育施設等に通う子どもは区の待機児童数には含まれないが、この中には認可保育所に入りたくても入れなかった人がいることを忘れずに対策を遂行してほしい。	待機児童数算定は、国の要領に沿って行っています。 区は、今後も多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスを拡充し、待機児童の解消を図っていきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
20	<p>サービスを拡充することよりも、認可保育所を増やし、全員が第1希望で入園できることを望む。1次申請者全体のうち、認可保育所希望者の割合と、1次申請で希望通りにならなかった人数の割合を示してほしい。</p>	<p>区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきました。令和2年4月に向け、新たに私立認可保育所を16か所整備するとともに、練馬こども園を3園認定し、定員760人を確保する見込みです。令和3年度に向けては、地域および年齢ごとの需要を考慮し、私立認可保育所を9か所整備し、更に410人の定員増を実施します。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。</p> <p>なお、4月入園に向けた園ごとの1次申込みの状況は、毎年2月頃、区ホームページや保育課窓口等で公表しています。</p> <p>国基準により算定した平成31年4月1日時点の待機児童数は、14名でした。待機児童数を算定する際に集計した保育所等へ入れなかった児童は、786名でした。</p>	
21	<p>認可保育所に落選し、小規模保育所に通っている。3歳以降の預け先が見つかるか不安である。0～2歳の保育所定員の拡充に加え、3歳以降も安心して保育所探しができるよう整備してほしい。</p>	<p>区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきました。令和2年4月に向け、新たに私立認可保育所を16か所整備するとともに、練馬こども園を3園認定し、定員760人を確保する見込みです。令和3年度に向けては、地域および年齢ごとの需要を考慮し、私立認可保育所を9か所整備し、更に410人の定員増を実施します。</p> <p>1歳児1年保育・3歳児1年保育は、保育所等への入園が保留となっている児童のみを対象に、最長1年間保育を実施しており、待機児童対策におけるセーフティネットとしての役割を担っています。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。</p>	
22	<p>「乳児から就学前まで同じ施設で過ごすのが本来の姿」だとして、認可保育所の増設を基本に子育て支援策を立てている都内自治体もある。そうした自治体に学び、練馬こども園や1歳児1年保育・3歳児1年保育の手段によらず、区の責任で認可保育所を増設し、待機児ゼロを実現すると記載すべきである。</p>	<p>区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきました。令和2年4月に向け、新たに私立認可保育所を16か所整備するとともに、練馬こども園を3園認定し、定員760人を確保する見込みです。令和3年度に向けては、地域および年齢ごとの需要を考慮し、私立認可保育所を9か所整備し、更に410人の定員増を実施します。</p> <p>1歳児1年保育・3歳児1年保育は、保育所等への入園が保留となっている児童のみを対象に、最長1年間保育を実施しており、待機児童対策におけるセーフティネットとしての役割を担っています。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。</p>	
23	<p>1歳児1年保育・3歳児1年保育の実施について、「セーフティネットとしての機能を果たしている」とあるが、セーフティネットの使い方を誤っているように思える。</p>	<p>区では、保育所等の利用が保留となっている1歳児・3歳児への緊急的な対応として、1歳児1年保育および3歳児1年保育を実施しています。この事業は、児童が保育所等への利用が決まるまでの間、最長1年間保育を実施しており、セーフティネットとしての機能を果たしていると考えています。</p>	
24	<p>1歳児1年保育・3歳児1年保育について、「保育所等の利用が保留となっている児童への緊急的な対応」としているが、これは待機児童であることと同じである。待機児童ゼロ作戦の成果の一つとしていること自体問題である。</p>	<p>1歳児1年保育と3歳児1年保育がなければ、どこにも預け先がない児童が発生するおそれがあります。利用が保留になっている児童へのセーフティネットの機能を果たしており、待機児童対策としての役割を担っていると考えています。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
25	練馬こども園について、一部の園では預かり保育のほとんどの時間にテレビでアニメを観させていたと聞いたことがある。区はどのような指導をしているのか。	幼稚園の預かり保育は、文部科学省の幼稚園教育要領に基づく教育・保育を実施しています。幼稚園教育要領と厚生労働省の保育所保育指針は、ともに幼児教育の指針として整合性が図られています。 練馬こども園では、私学の特性を踏まえつつ、保育所との交流を通じ、教育・保育の質の向上に資する取組を行っています。 区は、アドバイスや好事例の情報提供を行うなど各園に対する支援を行っています。	
3 相談サポートの充実			
26	女性は妊娠期から体の変化とともに母親になる実感が湧くが、男性はなかなか実感が湧きにくく、子どもが生まれてからも母親に子育てを任せてしまう傾向があるため、妊婦だけでなくパートナーも一緒に面談できる場を提供する必要がある。また、父親が育児休暇を取得するための手続きを説明した冊子の制作・配布や講座などの企画も入れるべきである。	妊娠届出時の面談はご夫婦でお越しいただくことも可能です。 その他、母子健康手帳交付時にお渡しするご案内の中に「父親ハンドブック」「パパとママが描く未来手帳」という冊子があり、仕事と育児の両立支援についての情報を掲載しています。また、パパとママの準備教室の開催やパパ向け育児応援動画「赤ちゃんが来る！！」も区ホームページで配信しています。今後とも両親による子育てのサポートをしていきます。	
27	年齢の段階に応じたサポート施策が列挙されているが、切れ目のないサポートとは思えない。子育ての関係部署が多く、サポート体制の一元化と保護者への積極的なアプローチが必要である。 また、保健相談所のカルテを電子化し、育児休業中の保護者に対して、保育所の情報や申込の案内などをメールで知らせたり、入園後も保育所以外に利用できるサービスを案内したりする等、積極的なサポートができる体制をとってほしい。	年齢の段階に応じた切れ目のないサポートのために、母子健康電子システムを構築し健診結果等を電子化して、ご本人や保護者が閲覧できるようにします。ご本人や保護者の同意のもと必要な情報を関係部署で共有し、サポートしていきます。 また、区からの子育て情報の発信については、ねりま子育てサポートナビにより妊娠・子育て応援メールを配信しています。内容の充実については引き続き検討します。	
28	新しい児童相談体制の構築について、なぜ「練馬モデル」という言い方をしないのか。また、区が児童相談所を設置しないのであれば、既に子ども家庭支援センターで実施していることばかりで、「新しい」とは言えない。	都と区の連携強化による新たな児童相談体制の構築に向け、令和2年7月に、共同モデル事業である「練馬区虐待対応拠点」を、子ども家庭支援センターに設置します。 この取組は、ほかの区市町村にも共通する普遍的な解決策であることから、「練馬モデル」という言い方はしていません。	
4 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり			
29	学童クラブは、就労等により保護者が家庭に不在の児童が通う所で、「生活の場」として、国の「放課後児童クラブ運営指針」にも明確に記載されている。本計画にも「生活の場」としての学童クラブの位置づけを、国の指針に沿って明記すべきである。	区立学童クラブおよびねりっこ学童クラブは、「放課後児童クラブ指針」に基づき、児童の遊び・生活の場として運営しています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
30	単なる居場所である学校応援団ひろば事業と学童クラブの違いを明確にするために、それぞれの性格の違い等を明記すべきである。	学童クラブと学校応援団ひろば事業の違いについては、14ページ下部の注釈に記載しています。	
31	学童クラブでも待機児童が多く発生しており、学童クラブの増設が求められていることを記載すべきである。 ねりっこクラブは、学童クラブとは性格が異なり、そのことは国の「放課後児童クラブ運営指針」に書かれている。また、国が一昨年9月に公表した「新・放課後子ども総合プラン」には、学童クラブと放課後児童教室は区別されるもので、放課後児童教室（学校応援団ひろば事業）に学童クラブを吸収することを戒めている。区計画の書き方は国の示す方向と違うため、見直すべきである。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業です。国は、学校施設を徹底的に活用し、学童クラブと放課後児童教室を一体的に運営することを推進しています。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。	
32	大泉第二小学校の周辺では学童クラブの待機児童が多く、ひろば事業も週1回しか実施されていない。他地域に比べて著しく不公平である。	大泉第二小学校については、令和2年度以降の学校応援団ひろば事業の拡大実施に向け、調整を進めています。 ねりっこクラブの実施についても、学校や学校応援団、地域の皆様と協議を進めていきます。	
33	ねりっこクラブについて、学童クラブと学校応援団ひろば事業の子どもたちが一緒に遊ぶメリットを強調していると感じるが、そもそも両者の機能は別であり、学童クラブには「生活の場」としての機能が必要である。学校の空き教室は「生活の場」ではないし、既存の学童クラブ室に大人数の子どもが押し込まれている状況も「生活の場」とは言えない。また、校庭では学童クラブの子ども、学校応援団ひろば事業の子ども、校庭開放の子どもが入り乱れて遊んでおり、事故が起きた場合の責任の所在が曖昧である。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業です。地域住民の協力を得ながら、民間事業者による企画力を活かし、子どもたちに多様な体験・活動プログラムを提供します。 ねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様、放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき、運営しています。学童クラブに必要な専用区画を確保し、児童の支援の単位ごとに国基準以上の有資格職員を配置しています。ひろば事業についても専用の教室を確保するとともに、専属のスタッフを配置しており、両事業を運営責任者が統括しています。	
34	夏休み居場所づくり事業について、ねりっこクラブに移行することを前提とすべきでない。夏休み居場所づくり事業は待機児童が多い学童クラブで実施すべきである。また、ねりっこクラブは民間に委託するのではなく、区の直営とすべきである。	夏休み居場所づくり事業は、ねりっこクラブへの移行や学童クラブの待機児童の状況に応じて実施校を拡大します。 ねりっこクラブの運営は、民間委託により保育時間の延長を行っているほか、民間ならではのノウハウを活かした様々な保育サービスを提供し、保育サービスの向上を図っています。	
5 ひとり親家庭への支援の充実			
35	低所得者への支援だけでなく、住宅補助や給食費減額、学童クラブの利用料減額等、所得に応じた段階的支援をしてほしい。	世帯の所得に応じて、各種事業で利用料の減免や免除、各種資金の貸付等を行っています。また、ひとり親家庭に児童育成手当・児童扶養手当を支給しています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
36	<p>子どもの貧困に関する各種調査で、ひとり親家庭で一番求められている支援策は「経済的支援」である。また、子どもの貧困対策の第一は経済的支援であることを多くの識者が指摘している。しかし、本計画には「経済的支援」という言葉がない。「経済的支援」という文言を入れるべきである。</p>	<p>児童育成手当・児童扶養手当などにより、世帯の所得に応じた支援は既に行っています。</p> <p>ひとり親家庭ニーズ調査の結果に基づき、ひとり親家庭から要望の多い生活、就労、子育ての3つの支援を柱とした各種支援事業に取り組んでいます。</p>	
6 第1期計画の取組状況			
37	<p>第1期計画における保育需要に対する供給は、児童福祉法第24条第1項に基づく認可保育所の整備を前提としての目標であった。ところが、第2期計画素案で示された令和元年の供給実績には、小規模保育施設や家庭的保育事業に預けられた子どもの数も含まれている。第1期計画で公表された目標の中身が、第2期計画の数値の中ですり替えられている。第1期計画で示した内容と同じ基準で取組状況を示すべきである。</p>	<p>第1期計画においても、国の手引きに基づき、認可保育所だけでなく、地域型保育事業等を保育の供給計画に含めています。したがって、第2期計画の供給実績にも含めています。</p>	
第4章 取組の視点と方向性			
38	<p>目標1について、保健師または保育士が妊娠期から寄り添い、気軽に相談ができるフィンランドの「ネウボラ制度」を取り入れることはできないか。子育てのひろば等に出かけることが困難な人や、初対面の相手には相談しにくい人にとって、自分に近い存在の専門家がいると心強い。「もっと近い場所で相談できないか」という声にも対応できる。</p>	<p>保健相談所の保健師やその他機関が連携することにより、妊娠期からの切れ目のないサポートを図ります。</p> <p>また、「おひさまびよびよ」や「練馬こどもカフェ」などでも、保育士等に気軽にご相談いただくことができます。</p>	
39	<p>「目標1：子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実」というのであれば、0歳から就学前まで同じ保育施設で子どもが過ごせる環境を行政が整備する必要がある。それは認可保育所の増設である。認可保育所を増設し、就学前まで同じ環境で過ごせる施設を整備することを明記すべきである。</p>	<p>区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきました。令和2年4月に向け、新たに私立認可保育所を16か所整備するとともに、練馬こども園を3園認定し、定員760人を確保する見込みです。令和3年度に向けては、地域および年齢ごとの需要を考慮し、私立認可保育所を9か所整備し、更に410人の定員増を実施します。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。</p>	



No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
40	<p>「目標1：子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実」と「目標4：支援が必要な家庭への取組の充実」を掲げながら、区内に児童相談所を設置しないことが疑問である。緊急性が高く、重篤な案件を都に丸投げしてしまうことは大きな問題だ。保護される児童の居住地が練馬区であれば、一貫して区が主体的に問題解決に努めるべきである。子どもを守る最善の取組を模索する練馬区として、一貫して地域に根差した対応を取ることができる区内の児童相談所開設を、今後の目標に入れることを希望する。</p>	<p>児童相談所行政は基本的に広域行政であり、区に児童相談所を設置しても、区単位では問題を解決できません。区の子ども家庭支援センターによる身近できめ細かい子どもに寄り添った支援と、都児童相談所による法的措置を含めた広域的・専門的支援を組み合わせることが不可欠です。</p> <p>令和2年7月、都区共同モデル事業である「練馬区虐待対応拠点」を、子ども家庭支援センター内に設置します。都と区の連携強化による新たな児童相談体制の構築に向け、積極的に取り組んでいきます。</p>	
41	<p>目標2について、家庭での子育てを望む家庭に対する支援が、「親子で気軽に交流できる場」と「一時的に子どもを預けられるサービス」の2択では、子育てのかたちを柔軟に選択できるとは言い難い。片働き家庭への柔軟な支援として、この2択の中間に当たるような支援（子育てスタート応援券の利便性やサービス内容の改善等）を検討してほしい。</p>	<p>区は、家庭での子育てを望む家庭等、誰もが育児のスタートを円滑に始められるよう、これまで子育てスタート応援券の対象事業や対象年齢の拡大等に取り組んできました。令和2年度は、産後ヨガなどの子育て支援講座を民間事業者と連携して充実するほか、乳幼児一時預かり事業にインターネット予約システムを導入し、利便性の向上を図ります。今後も利用者の声を踏まえ、事業の充実を検討していきます。</p>	
42	<p>目標2について、「増加を続ける保育ニーズに対応するため、練馬こども園を増設するとともに、待機児童ゼロ作戦を展開し」とあるが、区が実施したニーズ調査結果からもわかるように、区民が一番望んでいる施設は練馬こども園や地域型保育事業ではなく「延長保育のある認可保育所」である。区のニーズ調査結果に基づく内容に改めるべきである。</p>	<p>ニーズ調査の結果では、延長保育のある認可保育所だけでなく、練馬こども園の利用希望も伺えました。練馬こども園は「3歳からは預かり保育のある幼稚園に通わせたい」という保護者のニーズに応えるため創設し、現在1,000人を超える方にご利用いただいています。今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。</p>	
43	<p>目標2について、ここで言う「ニーズ」とは親のニーズである。子どもの権利条約では、親のニーズではなく、子どもの視点から「子どもの人権」と「子どもの最善の利益」を示している。ここに示す「ニーズ」と子どもの求める「最善の利益」とは違うことを明記すべきである。</p>	<p>目標2に示す「ニーズ」とは、ご意見のとおり保護者のニーズを示すものです。なお、「子どもの最善の利益」の視点は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に記載されており、本計画にも反映しています。</p>	
44	<p>目標3について、学童クラブの待機児童対策として求められていることは「学童クラブの増設」であり、そのことを明記すべきである。</p>	<p>ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業です。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組めます。</p>	
45	<p>第4章で定めている目標1～3については、第5章に掲載の目標と対応しているが、目標4は第5章と対応していない。第4章と第5章の目標は合致させた方がいい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第4章の目標と第5章の目標を統一させます。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第5章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開			
1 子どもと子育て家庭の支援の充実			
46	母子健康電子システムの構築および電子母子健康手帳の導入について、マイナンバーカードとの連携等が危惧される。個人情報保護の観点から、安易な電子化は中止すべきである。	国による母子保健情報の電子化については、マイナポータルを利用する仕組みとなっており、厳重なセキュリティのもと進められます。母子健康電子システムの構築および電子母子健康手帳の導入に当たっては、個人情報の取扱いについて慎重に管理しながら進めます。	
47	母子健康電子システムや電子母子健康手帳ではなく、母子健康手帳（現物）の発行状況から保育施設の希望状況を掴み、認可保育所の増設計画等を立てられるようなシステム作りこそ必要である。	保育所の整備は、ニーズ調査を実施し、その結果を反映させた需給計画に基づき計画的に進めています。	
48	乳幼児親子の身近な相談場所の拡充について、相談員の数だけでなく質の向上にも取り組んでほしい。ある程度の対応ができれば意味がない。	子育てのひろば「びよびよ」や民設子育てのひろばに従事する相談員については、毎年度、研修を実施しています。今後も、相談員の質の向上に努めます。	
49	成長発達にかかわる相談サポート体制の充実について、障害の程度が重度の場合はこども発達支援センター等の関係機関に繋いでもらえたり、療育のための補助金等も支給されるが、障害の程度が軽度の場合は公的支援を保護者も望まない場合があり、小学校や中学校まで放置されてしまうこともある。軽度の場合でも支援を充実させてほしい。	障害の程度が比較的軽度の子どもについては、保健相談所において子どもおよびその保護者の相談支援を行います。そのために、保健相談所に新たに心理相談員を配置します。また、関係機関との連携等充実を図ります。	
50	成長発達にかかわる相談サポート体制の充実について、障害の程度が軽度の子どもを持つ保護者が、休日に子どもを預けることで楽になれるような、宿泊型の施設を設置できないか。	区立の大泉つつじ荘およびしらゆり荘において、短期入所を行っています（利用は原則として就学児以上）。介護者の休息を目的とした利用も可能です。	
51	成長発達にかかわる相談サポート体制の充実について、問診票は一步間違えると保護者を追い詰める成績表になりかねない。問診表を使うなら、保護者からの質問や疑問にきちんと対応でき、不安を読み取りフォローできるような研修を実施してほしい。	問診票は、子どもの発達の状況とその特性を捉え、対応方法を保護者と一緒に共有し、相談支援を行うためのものです。保護者からの質問や不安に適切に対応できるよう、相談にあたる職員の研修を実施しています。今後も相談スキルの向上に努めます。	
52	妊婦全員との面談や、乳児家庭全戸訪問は虐待予防の観点からも非常に重要な事業である。100%に近い達成率を目指せるような計画を検討してほしい。	妊婦全員面談や乳児家庭全戸訪問事業は100%に近い実施率で行っています。今後とも継続して実施します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
53	妊婦健康診査について、妊婦健康診査にとどまらず、国が平成29年度から実施している「産婦健康診査事業」を区でも実施してほしい。産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後間もない時期の産婦に対する健康診査は重要である。実施に当たっては、委託医療機関等として区内の助産院も含めてほしい。また、健康診査の結果をもとに、区で行う産後ケア事業や保健相談所に繋げてほしい。	産婦健康診査事業については、出産した医療機関等で実施することが望ましく、区内で出産する方が約5割のため東京都全域の医療機関で行う必要があります。今後、他自治体や東京都に働きかけて産婦健康診査の検討を進めます。	
54	乳幼児健康診査について、健診での相談内容などを保育所や幼稚園と共有することはできないか。3歳以降、日々子どもや保護者と関わる保育士の意見と、保健師（必要に応じて医師）の専門的な意見を合わせることができると、より子どもや家庭に寄り添った支援ができるのではないか。横のパイプラインを充実させることも必要である。	子どもの成長段階に合わせて切れ目なくサポートできるよう、保護者の同意のもと、必要な情報を関係部署間で共有することを目指しています。	
55	乳幼児健康診査について、平日の午前中しか実施しておらず、休みを取りづらい働く親のことを考えているのか。土日に健診日を設定すべきである。	健診を土日に実施するには、医師等専門スタッフの確保が課題となります。実施の可能性について検討します。	
56	産後ケア事業について、令和元年12月に改正された母子保健法により産後ケア事業が法制化され、その対象は「出産後1年を経過しない女子、乳児」とされている。区の事業も、改正法の範囲の対象者を網羅できるように検討してほしい。また、法制化に伴い、安定的・継続的に事業を実施できるような体制を整えてほしい。	産後ケア事業の充実については、現在の利用状況や他区の動向を注視しながら検討します。	
57	子育てスタート応援券について、使用枠を拡大してほしい（インフルエンザの予防接種、キッズカフェ、タクシー利用等に使えるなど）。	子育てスタート応援券は、出産直後における保護者の身体的、心理的負担の軽減を図り、育児のスタートを円滑に始めていただくことを目的とした事業です。利用可能事業の拡大については、事業目的を踏まえ検討します。	
58	子育てスタート応援券について、使用範囲が狭い。子育て期間中に保護者が使いたい利用先はもっと多様である。どの程度利用されているか確認し、もっと価値のあるものにすべき。現在対象の事業を必要としない家庭にとっては、他の用途に使用できず、期限が切れると捨てることになり損である。		
59	子育てスタート応援券について、発行枚数が8枚では少ない。サービスの種類拡大に伴い、発行枚数も増やしてほしい。また、サービスの種類拡大に伴い、登録事業者は安全で質が確保されている事業者であるのか、明確な基準を設けて審査してほしい。	子育てスタート応援券は子ども一人につき8枚まで利用できますが、一人当たりの利用数は約5枚に留まっているため、利用促進を図っています。発行枚数の増は考えていません。 事業者に対しては、区職員が訪問し事業の内容や実施状況の確認を行っています。引き続き、事業者とも協議しながら、安全にご利用いただけるよう取り組んでいきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
60	多胎児家庭へのサポートについて、多胎児以外の兄弟姉妹のためにファミリーサポートを利用することがあるが、事前登録・スケジュール調整・日ごとの支払い準備等の手続きが煩雑で負担である。カレンダーに入力するだけで予約ができるシステム構築や、事前打ち合わせの簡略化、費用の一括支払いを希望する。	ファミリーサポートは、有償ボランティア（援助会員）が空いている時間に預かることを基本としています。また、援助依頼は、保育場所や時間等のほか、アレルギーの有無等個々の状況を聞き取りながらマッチングする必要があるため、現行の運用方法を採用しています。 事業の利便性の向上については、援助会員の意向も確認しながら検討していきます。	
61	多胎児家庭へのサポートについて、多胎児以外の兄弟姉妹の送迎では幼児教育・保育の無償化の対象とならないため、対象を多胎児世帯にも拡大してほしい。もしくは、多胎児以外の兄弟姉妹の送迎専門の行政サービスを設置してはどうか。	幼児教育・保育の無償化は、多胎児家庭であるかどうかに関わらず、保護者の就労や疾病等の状況により、保育の必要性がある場合に対象となります。 また、幼稚園や保育所等への送迎については、多くの方にファミリーサポート事業をご利用いただいています。	
62	多胎児家庭へのサポートについて、幼児教育・保育の無償化の「保育を必要とする事由」に「多胎児世帯であること」を含めてほしい。		
63	多胎児家庭へのサポートについて、多胎児の出産はほぼ高リスクの出産となり普通の婦人科では出産ができないため、NICU等がある大きな病院で受け入れてもらう必要があるがなかなか見つからない。区が受け入れ可能な病院リストや連絡先一覧を作成してはどうか。また、病院が見つからなかった（受け入れを拒否された）場合の行政支援がほしい（必ず多胎児妊婦を受け入れてくれる、区による指定病院の設置など）。	多胎児家庭には、様々な状況に応じた支援が必要です。国や都の動向を注視しながら多胎児家庭に寄り添った支援の充実について検討します。	
64	多胎児家庭へのサポートについて、自宅から離れた大きな病院に通わなければならない、タクシー代等の交通費の負担が大きいため、健診のためのタクシー券の支援がほしい。		
65 ～ 69	多胎児家庭へのサポートについて、タクシー券を配布してほしい。小さく生まれて子どもが多く、健診や検査で大きな病院に通うことが多いが、双子を連れての移動は大変である。 (ほか同意見 4件)		
70	多胎児家庭へのサポートについて、1か月～2か月間以上の事前入院が必要になることも珍しくなく、医療費のみならず、兄弟姉妹のフォローや家事育児を外注するための費用負担が多くなる。産後の費用負担のみならず、産前の費用についても行政の支援がほしい。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
71	多胎児家庭へのサポートについて、多胎児以外の兄弟姉妹に対する支援を強化してほしい（通院の際や入院中、産後等）。	多胎児家庭には、様々な状況に応じた支援が必要です。国や都の動向を注視しながら多胎児家庭に寄り添った支援の充実にについて検討します。	
72	多胎児家庭へのサポートについて、産後の多胎児育児で負担となるのは睡眠時間が取れないことである。夜間の受入れ体制や、助けを求めやすい窓口、既に限界を迎えている保護者に寄り添う施策がほしい。		
73	多胎児家庭へのサポートについて、多胎児育児中のリフレッシュ支援をしてほしい。一般的に開催されている子連れヨガなども、多胎児を連れての参加は難しい。父母向けのワークショップ、ヨガ、相談会等の企画に加え、その間に子どもの面倒を見てくれるような支援制度があると嬉しい。		
74	多胎児家庭へのサポートについて、家事育児の補助利用券等を配布してほしい。多胎児の世話だけで一日が終わり、必要最低限の身の回りのことすらできないことがある。そのような時に少しでも利用しやすい値段で補助を頼めれば、肉体的にも精神的にも助かる。虐待防止にも繋がると考える。		
75	多胎児家庭へのサポートについて、一時預かり事業を利用する際の金銭補助をしてほしい。乳幼児一時預かり事業の枠を2人分予約すると、6,000円もかかり、6,000円を払ってまでリフレッシュするかというと現実的ではなくハードルが高い。1人分もしくは1.5人分の金額で預けられるとありがたい。		
76 ~ 78	多胎児家庭へのサポートについて、ベビーシッターなど、預かり制度を拡充してほしい。多胎児のどちらかが入院、通院する場合など、もう一人をどうするか悩む。（ほか同意見 2件）		
79	多胎児家庭へのサポートについて、東京都の「ベビーシッター利用支援事業」では、2歳までの待機児童世帯はベビーシッターを1時間250円で利用できる。これを多胎児世帯も対象としてほしい。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
80	<p>多胎児家庭へのサポートについて、多胎児に先天性の障害がある場合も少なくない。産前に医師から説明はあるものの、どのようにして障害のある子どもを育てていくか、産前にイメージすることは難しい。障害児が生まれた場合、すぐに行政担当者に頼ることができるよう、事前に保護者へ情報を提供してほしい。</p> <p>また、いつ・どのような手続きが必要になるのかなど、障害の内容や程度に合わせた対応や行政の担当が分かるマニュアルのようなものを充実してほしい。</p>	<p>多胎児家庭については、妊娠届時より、多胎児の会の紹介や産後の子育て支援サービスの紹介などを行い、産後には、担当保健師が訪問するなど、継続支援を行っています。</p> <p>多胎児に障害があるとわかった場合は、医療機関や区の関係部署と連携して、保護者に情報提供を行い訪問看護や療育等のサービスの利用について支援を行っています。</p> <p>また、障害の内容等に応じてどのようなサービスがあるのかが分かるように「障害者福祉のしおり」を配付しています。障害児の保護者への効果的な情報提供のあり方については、今後検討します。</p>	
81 ～ 83	<p>多胎児家庭へのサポートについて、双子サークルの周知など、双子の親同士が出会えるように仲間づくりの支援をしてほしい。多胎児の妊娠が分かった段階、母子健康手帳を受け取りに行った段階で地域の双子サークルの情報提供があると良い。</p> <p>(ほか同意見 2件)</p>	<p>保健相談所では、多胎児の会を実施しており、妊娠届やこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の機会にご紹介しています。今後も多胎児家庭への交流等を支援します。</p>	
84	<p>外国人保護者の相談支援の充実について、対応場所が少なすぎる。民間支援団体を紹介するシステムを構築するなどしてほしい。</p>	<p>保健相談所に、多言語翻訳ソフト等のツールを導入し、外国人保護者の相談に的確に対応します。</p>	
85	<p>民間子育て支援団体の育成について、具体的にどのような支援があるのかわからない。</p>	<p>区は、NPO団体等が運営する子育てのひろばへの補助を実施しているほか、子ども家庭支援センターにおいて、地域活動室や軽印刷機の貸出等により、民間子育て支援団体の活動を支援しています。</p>	
86	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進について、父親のワーク・ライフ・バランスを区が支援することで、母子の近くで仕事をすることができると思う。「公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(素案)」に掲載されている、活用方法を見直す施設の新たな活用方法として検討すべきである。</p>	<p>男性が家事や育児のノウハウを学びながら、家事等を家族が共に行える場として「お父さんの子育て講座」などを実施します。また、事業者向けに「働き方」と「健康」の両面から考える「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を実施します。</p> <p>なお、施設の活用方法を見直す際は、区民ニーズ等を考慮しながら、優先度が高い機能への転換を検討します。</p>	
87	<p>育児者を増やすため、男性が育児に参加できるように家庭や企業への働きかけをしてほしい(例：妊娠期に父親学級へ参加するよう干渉を強化する、父親の会社や本人へ育児取得を促すような手紙を区長名義で送るなど)。</p>		
88	<p>児童手当について、毎月支給してもらえないか。</p>	<p>児童手当の支給月は児童手当法で定められています。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
2 子どもの教育・保育の充実			
89	一時預かり事業について、子育てスタート応援券の配付はありがたかったが、多胎児がいるため、乳幼児一時預かりの利用に当たり2人分の枠を予約することが難しく、使い切ることができなかった。予約方法の工夫・改善をしてほしい。	乳幼児一時預かり事業については、利便性の向上を図るため、令和2年4月からインターネット予約システムの運用を開始します。システムを通じ、自宅のパソコンやスマートフォンなどで利用できるようになります。	
90	一時預かり事業について、乳幼児一時預かり事業の予約が取りづらいため、インターネット上で予約できるようにしてほしい。		
91 ～ 92	一時預かり事業について、直接施設へ出向かないと予約ができないなんて民間ではありえない。子どもがいて大変だから利用したいのに、毎月予約初日に長時間子どもを連れて並ばないといけないとはどういうことなのか。 (ほか同意見 1件)		
93	練馬こどもカフェについて、民間企業だと営利目的や個人情報保護等の問題があるため、区が責任をもって子どもと保護者が集い、交流し、学べる場の提供を計画すべきである。	練馬こどもカフェは、区と民間企業が協働し、子どもが学び・遊ぶ機会や保護者が交流したりリラックスできる環境を提供します。 区と民間企業は、事業目的や個人情報の管理について定めた事業協定を締結し、共に責任をもって事業を実施しています。	
94	練馬こどもカフェについて、既に区としては「びよびよ」や「にこにこ」など同じような事業を実施している。既存の事業の充実拡大に取り組みれば良いのに、予算の無駄遣い。即刻中止すべきである。	練馬こどもカフェは、新たな施設を整備せず、民間事業者に、カフェ店内の一部スペースを無償で提供していただき、子どもが学び・遊ぶ機会の提供や、子育て相談等を実施する事業です。地域の子育て施設と繋がりが無い方に対し、地域の幼稚園教諭や保育士等が支援を行うことで、家庭で子育てをする保護者への子育て支援サービスの選択肢を広げています。 「びよびよ」や「にこにこ」、民間の子育てのひろばなど乳幼児親子の身近な相談場所や遊び場の拡充も引き続き行っていきます。	
95	保育サービスの拡充について、私立保育所を増やしているが、新設の保育所は特に質が低いのをわかっているのか。命に関わるような事件が起きているし、その原因を作っている区にも責任がある。公立保育所を民間委託したり民営化することもやめてほしい。	民間保育所等における保育の質の確保については、保育士などを対象とした研修を充実させるとともに、区立保育所園長経験者等による巡回支援により、適切な助言等を行っています。 今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
96	<p>保育サービスの拡充について、待機児童解消のための対応は記載されているが、子どもに対して何を大切に対応していくのが一切記載されておらず不安である。</p>	<p>本計画は、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えることを基本目標としています。保育サービスの拡充について、安全確保など様々な取組を記載しています。</p>	
97	<p>保育サービスの拡充について、「『3歳の壁』に対する保護者の不安を解消します。」とあるが、第4章で掲げる「目標1：子どもの成長に合わせた切れ目のないサポート」と矛盾する。同じ保育所で乳児から就学前まで過ごすことができる環境が必要である。保育サービスの充実の軸として、行政が責任を持つ「直営の認可保育所を増設する」ことを記述すべきである。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。区立保育所を増設する予定はありません。</p>	
98	<p>保育サービスの拡充について、ニーズ調査結果を情報公開請求し独自に集計したところ、希望する教育・保育サービスの「公立・私立」の希望に関して、公立希望者が約62%、私立希望者が約38%だった。ニーズ調査での保護者の希望を反映し、施設の拡充に当たっては公立保育所の増設を含めて検討すべきである。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。区立保育所を増設する予定はありません。</p> <p>なお、意見にある調査項目については、回答が任意で約半数の方が未回答でした。</p>	
99	<p>保育サービスの拡充について、区が発表する待機児童数と、実際に保育所に入れなかった子どもの数には開きがある。以前、区に相談した際、「（待機児童になった方は）希望園を選び好みしているから入れない」と言われた。通えない場所を希望することはできないし、誰もが公立保育所が良いと思っているが、入園できるかどうか不安である。民営化の中止とともに公立保育所を増設し、待機児童を解消してほしい。</p>	<p>待機児童数算定は、国の要領に沿って行っています。他に利用可能な保育所等の情報提供を受けてもなお、特定の保育所等を希望している場合は、待機児童数に含めないとされています。</p> <p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。区立保育所を増設する予定はありません。</p>	
100	<p>保育サービスの拡充について、待機児童解消のための怒涛の取組は素晴らしいが、数に内容が伴わないことが無いように、安定した公立の施設を増やすことや、職員へ相当な給与が支払われているか常に確認してほしい。就学前の保育・教育がその後の人生に大きく影響するため、保育士が余裕を持ち豊かな気持ちで保育ができるだけの人員と給与が必要である。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。区立保育所を増設する予定はありません。</p> <p>民間の保育所等における給与の処遇改善および保育士の確保については、経験年数や役職に応じた処遇改善等加算や宿舍借り上げ補助等により支援を行っています。</p>	



No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
101	練馬こども園の充実について、幼稚園と保育所は歴史や性質が異なるにもかかわらず「練馬区ならではの幼保一元化を目指します。」とすることはとんでもない。幼稚園や保育所の関係者からも理解を得られないため、この記述は削除すべきである。	練馬区ならではの幼保一元化は、保護者の就労形態や多様化する保護者のニーズを踏まえたもので、必要な取組と考えています。 幼稚園協会および保育園協会に対し、本計画の素案を説明し、ご理解いただいています。	
102	練馬こども園の充実について、保護者の要望から創設したとあるが、実際に働きながら練馬こども園を利用している保護者の意見を聞いたことがあるのか。どの園もイベントや休みが多く、働いている親のことが考えられていない。単に3歳児以降の保育所定員を補完する枠を増やすだけでは意味がない。利用者から匿名で改善点に関するアンケートを実施してほしい。	練馬こども園は、学校教育法に基づく私立幼稚園であり、各園がそれぞれの教育理念に基づいた特色ある運営を行っています。 練馬こども園の利用実績は年々増加しており、共働き家庭など現在1,000人を超える多くの方に利用されています。 区は、アドバイスや好事例の情報提供を行うなど各園に対する支援を行っていきます。	
103	こども園の担当行政が、都なのか区なのか不明瞭である。以前、他自治体のこども園で事故があった際に都と区の間でたらい回しにされたことがある。どのような未就学児向け施設であっても相談しやすい体制を整えるため、一括して相談を受ける窓口の設置を希望する。また、こども園で起こった事故については、都と連携し、都が担当する案件であっても区が窓口になって一括して対応してほしい。	区内にある幼稚園型認定こども園で事故があった場合、園は区に対して報告義務があります。区では報告があり次第、都とも連携し必要な対応をします。	
104	一時預かり事業について、定員数が希望者に対して少なすぎる。一枠に対して申込者がどのくらいいるのか把握しているのか。	区は、乳幼児一時預かり事業の利用枠を、実施日の拡大や定員増により、平成26年度の約24,000人から平成30年度は約37,000人に拡大してきました。 一方、平成30年度には、キャンセルなどで利用されなかった枠が約5,000人分生じている等の課題があります。そこで、空き情報をリアルタイムで確認し、いつでも予約できるシステムの運用を令和2年4月から開始します。	
105	一時預かり事業について、乳幼児一時預かり事業は定員数が少ないと感じる。乳幼児一時預かり事業が空いていないのであれば、民間のベビーシッター利用に当たり区が一部補助をするなど検討してほしい。		
106	兄弟姉妹の1人が発熱した際も、ほかの兄弟姉妹の幼稚園の送迎をしなければならない。送迎の間の短い時間だけでも、病児を家で見てもらえるようなファミリーサポートやベビーシッター制度等のサポートがあると助かる。	子どもが病気の場合には、安全かつ適切な対応ができる環境で保育することが望ましいと考えています。医療職や医療機関と密接な連携を図る必要があることから、ファミリーサポート事業では、病児の保育は行っていません。ほかの兄弟姉妹の幼稚園や保育所等への送迎にご利用いただけます。	
107	延長保育事業について、区が委託する保育所で実施し、区直営の保育所で実施しない理由が分からない。区が委託する保育所の中で延長保育を実施したことがない法人はないのか。	区はサービスの充実に際して、民間の力を活用することを基本としています。 これまで委託を行った20園では、保護者がNPO法人を立ち上げて運営を開始した「石神井町つつじ保育園」の受託事業者を除き、延長保育実施の実績がありました。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
108	病児・病後児保育事業について、他自治体と比べ施設数が多くありがたいが、それでも急に使いたいときに予約が取れない。一施設ずつ電話予約をしなければいけない仕組みも非効率である。区内の施設をまとめてインターネット予約ができるような仕組みがあるとありがたい。	インターネット予約システムは、一部の施設で導入済みですが、施設ごとに運営事業者が異なり、登録や受入れの要件が異なるため、まとめて予約ができる仕組みの構築は困難です。区は、未導入施設についてもインターネット予約システムを導入できるよう、取組を進めていきます。	
109	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業について、運営主体が営利目的である企業主導型保育事業では各地で問題が発生し、撤退した事業者が多数ある。一昨年に認可外保育施設で死亡事故を起こした自治体の保育施策に係る計画として、「多様な事業者の参入を促進します」という記述は削除すべきである。	保護者に多様な保育サービスを提供するために、様々な事業者を活用することは必要と考えています。区では区立保育所園長経験者等による巡回支援を強化する等、参入する事業者の保育の質の維持・向上に努めていきます。	
110	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業について、保育はサービスではなく福祉事業である。営利を目的とし、人件費や必要経費を減らして利益を出そうする企業は福祉事業には馴染まない。		
111	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業について、巡回指導を行っていても、認可外保育施設において子どもの死亡事故が起きた。待機児童解消のために子どもの最善の利益を考えず、安易に多様な事業者の参入を進めるべきではない。		
112	保育サービスの向上・安全確保について、保育所はベテラン職員と若手職員がバランスよく配置されていることがサービスの向上・安全確保の土台となる。区が運営する保育所と比較して、民間の保育所ではベテラン職員が少なく離職率も高いため、事故のリスクが高まるのではないかと。	民間の保育所等における給与の処遇改善および保育士の確保については、経験年数や役職に応じた処遇改善等加算や宿舍借り上げ補助等により支援を行っています。保育の質の確保については、保育士などを対象とした研修を充実させるとともに、区立保育所園長経験者等による巡回支援により、適切な助言等を行っています。	
113	保育サービスの向上・安全確保について、ベビーセンサー等の製品は保育従事者の業務を補助するものであり、人の目に代わることはできない。機器の導入はあくまで補助として有効であり、事故防止に直結するものではない。事故防止の対策には、機器ではなく十分な人員を配置してほしい。	ベビーセンサーは午睡チェックの補助として活用していくもので、引き続き人の目による睡眠チェックの徹底を助言、指導します。また、区立保育所園長経験者等による巡回支援により、職員の配置等、各施設の状況に応じて適切な助言等を行っています。	
114	保育サービスの向上・安全確保について、現在、区の幼稚園・保育所・その他未就学児向け施設に対し、事故記録の保持は義務付けされていないように思う。区独自の安全基準を設定し、怪我に限らずすべての事故記録を残すよう各園に義務付けてほしい。また、公立私立問わず、施設の開所を許可した責任を行政が持ち、事故内容の把握と検証、園に対する行政指導を検討してほしい。	国が示すガイドラインなどにに基づき事故状況の記録・保管を適切に行うよう、幼稚園や保育所等へ周知しています。区は、施設で事故があった場合、事故状況の把握に努め、必要に応じて助言・指導を行います。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
115	保育士の人材確保・育成について、何を目的にどのような育成をするのか。	保育士の育成は、専門性・技術の向上を目指し、保育の実践力を高め、成長するために必要な幅広い分野をカバーする研修を実施していきます。	
116	保育士の人材確保・育成について、職員の宿舍の借り上げ支援がなくなると、保育士の募集にも影響が出る。保育士の人材確保のために、支援は継続してほしい。	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金は、国および都の補助を活用しており、令和2年度も継続する予定です。令和3年度以降についても本補助を継続するよう、国や都に働きかけていきます。	
117	保育士の人材確保・育成について、区が委託する保育所の中には人材派遣会社に100万円単位の紹介料を支払っている保育所もあると聞く。区が直接運営する保育所であれば必要ない経費であり、区の正規職員として保育士を募集すればよい。最近の区の正規職員としての保育士募集に対する応募者数と採用数を教えてほしい。	委託園に限らず保育士が不足している状況において、各事業者の人材確保の努力により、これまで委託した20園では、安定的な保育運営が行われています。 なお、区正規職員の保育士の採用数は過去3年間で75名です。応募者数については公表していません。	
118	保育士の人材確保・育成について、保育所の保育士に対しては宿舍借り上げ制度や、資格取得のための助成金等手厚い支援があるが学童クラブにはその制度が無く、人材確保が難しい。保育士だけでなく学童クラブの職員にも目を当ててほしい。	国や都に対し、同様の制度の適用と拡充を求めています。	
119	保育士の処遇改善を望む。給与面はもちろん、保育士の規定人数を増やし、より豊かな保育ができる環境を整えてほしい。人員に余裕が生まれると、保育ママと連携したり、一時預かりの拡充などもできると思う。	民間の保育所等における保育士の確保については、経験年数や役職に応じた給与の処遇改善や宿舍借り上げ補助等により支援を行っています。今後も機会を捉え、国や都に補助金の増額を要望する等、保育士の処遇改善や保育環境の充実を図ります。	
120	働く親の就労に合わせた保育サービスが増える傾向にあるが、乳幼児にとって週6日保育所に預けられることは大きなストレスになる。週休2日という働き方をする人が多い中、土日の保育を拡充するのであれば、保育所に預けられる子どもも週休2日を大前提として実施してほしい。	就労等の状況は各家庭により様々であるため、通所日数は、ご家庭の事情により異なります。 区は、多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスを拡充していきます。	
121	保護者への過剰なサービスは、保育現場の負担を招くことにつながり、子どもにとってもよくない。保育サービスの向上は、保護者ではなく子どもが第一に考えられるべきである。 また、保育サービスを向上しすぎると保護者が保育所任せとなる。保護者が子どもと向き合う時間が多くなるように、保育サービスの向上を考えてほしい。	区は、多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスを拡充していくことが必要だと考えています。 子どもたちが健やかに成長できる環境を整えるため、保育現場の声に耳を傾けながら、計画を進めていきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
122	平成30年に区内の認可外保育施設で0歳児が死亡した事件が発生したが、そのことについて記述がない。亡くなった乳児は、認可保育所を希望していながら入園できず、やむなく認可外保育施設に預けられ死亡した。その痛ましい事実を記さなければ計画とは言えない。	死亡事故が起きてしまったことは真に遺憾ですが、計画の趣旨から、個別の事例を計画に記載する考えはありません。区では、区立保育所園長経験者等による巡回支援の強化、第三者評価の補助等、認可外を含めた様々な保育所等における保育の質の維持・向上に努めています。 また、認可外保育施設の立入調査結果については、東京都のホームページで公表しています。	
123	平成30年に区内の認可外保育施設で0歳児が睡眠中に窒息死したことを受けて、認可外保育施設にも巡回指導が行われているが、死亡事故が起きてからでは遅い。サービスの質の高い認可保育所に入園できず、やむを得ず認可外保育施設に子どもを預ける保護者もいるのではないか。	認可外保育施設は、保護者が事業者と直接契約しているため、区は施設利用の理由を把握していませんが、利用者が安心して通所できるよう、区立保育所園長経験者等による巡回支援の強化、第三者評価の補助等、認可外を含めた様々な保育所等における保育の質の維持・向上に努めています。 また、認可外保育施設の立入調査結果については、東京都のホームページで公表しています。	
124	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業について、一昨年、認可外保育施設で死亡事故が発生した。認可外保育施設を利用する家庭の多くは、もともと認可外保育施設を希望しているのではなく、認可保育所に入園するための加点を目当てにしている実態がある。保護者のニーズは基準を満たした認可保育所にあるため、むやみに多様な主体を参入させるのではなく、どの施設も安全のための基準を満たせるような指導や支援を強化してほしい。また、定期的に指導を受け、基準を満たした運営がされている園の情報を教えてほしい。		
<b>3 子どもの成長環境の充実</b>			
125	ねりっこクラブの全小学校での実施と充実について、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」は目的も機能も全く異なるものであり、一体的に事業を運営するねりっこクラブの推進は問題がある。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業です。地域住民の協力を得ながら、民間事業者による企画力を活かし、子どもたちに多様な体験・活動プログラムを提供します。国は、学校施設を徹底的に活用し、両事業を一体的に運営することを推進しています。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組めます。	
126	ねりっこクラブの全小学校での実施と充実について、保護者が望んでいるのは子どもたちが「第2の家」として過ごす学童クラブである。学童クラブは「生活の場」であり、単に大人の監視がある「居場所」とは違う。ねりっこクラブの実施ではなく、保護者が望む「学童クラブを増設する」と記述すべきである。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業です。両事業ともに利用児童は増加しており、学童クラブだけでなく、地域の皆様にご協力いただいているひろば事業も、放課後の居場所として必要な事業です。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組めます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
127	現在、圧倒的に不足している学童クラブの早急な増設を求める。大人数の詰め込みによる待機児童解消ではなく、施設の増設による待機児童解消を求める。人材が集まりやすい区立の直営学童クラブの増設を計画に盛り込むべきである。	ねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様、放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき運営しています。ねりっこクラブの運営は、民間委託により保育時間の延長を行っているほか、民間ならではのノウハウを活かした様々な保育サービスを提供し、保育サービスの向上を図っています。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。	
128	小学校3年生までは希望者が学童クラブに入れるようにしてほしい。現状では学童クラブを希望する家庭で2年生が入れない地域があり、早急に解決してほしい。	すべての小学生の放課後等の居場所として、学童クラブと学校応援団ひろば事業それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営するねりっこクラブを推進しています。ねりっこ学童クラブは学校施設を有効に活用し、定員を拡大しています。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。	
129	小学生以降の預け先として、引き続き学童クラブを充実してほしい。		
130	ねりっこクラブについて、厚生労働省では学童保育を家庭に代わる「生活の場」として、適正規模を40人までとすることを勧めている。ねりっこ学童クラブは45人単位であり、おやつの際など2つの支援の単位で90人近い人数での団体行動もある。家庭の代わりに安心してほっとできる保育の場になっているか疑問である。実態を見て、ねりっこ学童クラブでの生活集団の規模を見直すべきである。	ねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様に、放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき運営しています。学校内に学童クラブに必要な専用区画を確保し、児童の支援の単位ごとに国基準以上の有資格職員を配置しています。子どもたち一人一人を丁寧に受けとめ、保護者と連携しながら支援を行っています。	
131	練馬区として、今後どのように学童クラブの保育の質を向上させていくのか。	放課後子ども総合プラン運営委員会や利用者アンケート、運営協議会等で出た意見を反映させるとともに、区コーディネーターによる運営支援等を行っています。	
132	小学生の放課後について、様々な子育て支援事業があるが、知らない区民も多い。周知方法を工夫してはどうか。	小学生の放課後の事業については、各児童館等において事業説明会を実施しています。放課後子ども総合プラン運営委員会や各児童館の運営委員会、ねりっこクラブ運営協議会等においても、引き続き放課後の事業や児童の様子等の周知に努めていきます。	
133	キッズ安心メール等のICTは利便性が高く、どんどん推進していただきたい一方、昨年大型台風では学校連絡メールのサーバーがパンクし、必要な情報を受け取ることができなかった。ICTの推進に当たっては、システムダウンが生じないよう整備してほしい。	昨年の台風時に発生した学校連絡メールの配信障害については、ご不便をおかけしました。その後原因究明を行い、サーバー増強等の対策を行ったところです。今後も安心してご利用いただけるICT環境を整備します。	
134	キッズ安心メールの利用拡大について、各施設において子どもに対し、カードをタッチするよう促しているのか。システムを機能させるため、設置拡大とともに利用を促す取組についても検討すべきである。	キッズ安心メールの利用は任意ですが、設置拡大とともに更に活用していただけるよう工夫していきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
135	キッズ安心メールについて、以前、西武鉄道において子どもが乗り降りした駅から保護者にメールが配信されるというキッズ安心メールに似たサービスがあった。区の事業として、西武鉄道で復活できないだろうか。	キッズ安心メールは、学童クラブやねりっこクラブ等への児童の入退室の状況を保護者にお知らせするために実施しています。駅の乗降時におけるメール配信サービスは鉄道事業者により実施するものと考え、区として駅に設置する予定はありません。	
136	児童館等機能の見直しについて、国が平成30年10月に改正した「児童館ガイドライン」に基づいた運営をしていくと記述すべきである。また、区の児童館職員に対し、改正版の「児童館ガイドライン」の内容理解を徹底するよう、研修を急ぐべきである。	改正版「児童館ガイドライン」は、児童館職員に周知し、ガイドラインに基づいた運営をしています。児童館の運営等が一層充実されるよう引き続き努めていきます。	
137	教育相談について、カウンセラーや相談員の資格と資質が重要である。子どもの視点・立場で考えることができる人であるよう、資格を再検討し、研修の積み重ねを義務付ける必要がある。	学校教育支援センターの各教育相談室では、臨床心理士、公認心理師等の専門職を採用し、年間を通じて必要な研修を実施しています。 全区立小・中学校には臨床心理士、公認心理師等の専門職であるスクールカウンセラーを都と区の協定により配置しています。スクールカウンセラーには都において年1回研修の受講を義務付けているほか、区において年2回の連絡会を開催し、意見交換を行っています。	
138	教育相談について、どのように使えばいいのか、どのような効果があるのか、学校との連携はどうなっているのか、保護者ですらよくわからない状態である。もっと周知をするべきである。	区内4か所に設置している教育相談室では3～18歳の児童・生徒を取り巻く様々な問題の解決に向けて、電話相談と予約制の来室相談を行っています。保護者の同意を得て、学校等関係機関と連携もしています。 教育相談は、各学校の「学校だより」等でご案内するほか、区ホームページ等で広く周知しています。今後も、事業内容をより広く周知できるよう工夫します。	
139	学校安全対策の拡充について、地域の要となるPTAがどの学校でも疲弊していて、健全に活動できているとは思えない。学校外のことまで教員に頼れない現状において、PTAへのフォローやコミュニティ・スクールへの移行はないのか。	PTAには、折に触れ助言を行うなど、必要な支援を行っています。任意団体である各PTAにおける自主的・自律的な活動を尊重します。 なお、区では学校評議員制度の活用により、保護者・地域と学校との連携を図っています。今後のコミュニティスクールへの移行については、各学校の状況を踏まえ、検討します。	
140	学校安全対策の拡充・子供安全学習教室について、警察と連携し、親に対するスマートフォンやSNS利用のガイダンスを行う必要があるのではないのか。	すべての区立小・中学校で情報モラル講習会を実施しています。各学校に対し、情報モラル講習会は、児童・生徒向けと保護者向けの二部構成で行うように指導しています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
4 支援を必要とする子どもや家庭への取組			
141	新しい児童相談体制の構築について、虐待ゼロを目指したい。なぜ練馬区には児童相談所が無いのか。	児童相談所行政は基本的に広域行政であり、区に児童相談所を設置しても、区単位では問題を解決できません。区の子ども家庭支援センターによる身近できめ細かい子どもに寄り添った支援と、都児童相談所による法的措置を含めた広域的・専門的支援を組み合わせる事が不可欠です。	
142	きめ細やかな児童相談所内の対応を望みたいので、地域の目と声が届きやすい区内に設置してほしい。	令和2年7月、都と区の共同モデル事業である「練馬区虐待対応拠点」を、子ども家庭支援センター内に設置し、都児童相談所職員が虐待相談等の業務に従事します。	
143	新しい児童相談体制の構築について、素案の説明では何をしようとしているのか全くわからない。うやむやにされているうちに、希望しない施策が成立してしまうのではないかと不安である。具体的な方針や方法が知りたい。	令和2年7月に、都区共同モデル事業である「練馬区虐待対応拠点」を、子ども家庭支援センターに設置します。都児童相談所と現場感覚や危機感などを共有し、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。また、一時保護された子どもの実態なども分析しながら、子ども家庭支援センターのさらなる強化に取り組みます。	
144	子どものサポート体制の充実について、この体制にも参加できない子どもにはどのように対応するのか。また、取組自体は素晴らしいと思うが、反して合理的配慮が適応されていない、または合理的配慮を保護者に周知していないのではないかと。	本計画では、区の事業のうち今後5か年で取り組む重点施策を掲載しています。様々な障害や支援を必要とする児童・生徒への配慮の必要性について、関係機関への周知や教育の場を通じて取組への理解を深めるよう努めます。	
145	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業について、地域や民間の関係者が関わるこの試みは本当に素晴らしい。非常にナーバスな問題を扱うに当たり、毎日顔を合わせる距離にいる人から細やかな聞き取りをしないと、大きな間違いに繋がる可能性もある。日頃から多くの目で見守る良いシステムである。	区は、虐待のおそれのある家庭に対し、「要保護児童対策地域協議会」において、保健相談所、保育所、学校、警察、医師会、民生・児童委員等の関係機関が情報共有を図り、連携して対応しています。今後も、協議会を活かしながら、児童虐待対策の推進に取り組みます。	
146	区立学童クラブでの障害児・医療ケア児の保育について、「障害の程度が中程度まで」という表現に違和感がある。障害がある子どもの保護者が読んだとき、差別感を受けると感じる。	ご意見を踏まえ、「おおむね中・軽度の障害があり」に修正します。	
147	保育所における障害児・医療ケア児への支援について、これまで民間委託した保育所において「障害児を受け入れることはできない」と排除したケースがある。障害児に対して温かなケアを行い、成長を支えていくため、民間委託・民営化は行わないと明記すべきである。	区立保育所では、直営、委託の区別なく原則3名の障害児の受入れを行っています。今後も、区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
148	トピックスについて、生活困窮世帯の保護者が最も望んでいること（経済的支援）が一目でわかるようなトピックスに書き直すべきである。	トピックスは、ひとり親家庭の実態を把握するため、区が独自に実施したニーズ調査の結果等をまとめたものです。 児童育成手当・児童扶養手当などにより、世帯の所得に応じた支援は既に実施しています。 ひとり親家庭ニーズ調査の結果に基づき、ひとり親家庭から要望の多い生活、就労、子育ての3つの支援を柱とした各種支援事業に取り組んでいます。	
149	トピックスについて、トピックスは区内の保育関係に取り組んでいる団体や子ども家庭支援センターの職員集団が書いた方が実態を反映したものになる。	トピックスは、ひとり親家庭の実態を把握するため、区が独自に実施したニーズ調査の結果等をまとめたものです。	
150	生活困窮世帯への支援について、現在も卒業アルバムへの購入に援助費の支給があるが、支給額を超えるものが当たり前となっており、差額は生活困窮世帯の負担となっている。アルバム作成に当たっては、保護者主体で作成する一方、業者は学校が選定しており、業者選別を保護者が行うことができず費用を抑えることが難しい。援助費の増額とともに、作成も学校が主体となり、価格の見直しを行ってほしい。	卒業アルバムは各学校がPTA等と相談して任意に作成しているものであり、その要否をはじめ、作成の方法、事業者の選別や費用等について、教育委員会等による特段の定めはありません。 また、学校によりこれらの状況も異なりますので、ご意見は直接学校にお伝えいただくようお願いします。 なお、就学援助費の卒業アルバム購入費については、増額する考えはありません。	
5 青少年の健全育成・若者の自立を支援する取組			
151	若者の自立をめぐる問題や有害情報の氾濫などが深刻化している問題には、新自由主義的施策が横行し、若者が受験競争で傷つけられたこと、社会に出てからも若者は個々にバラバラにされ、弱肉強食の自己責任が蔓延する中に置かれているなど、本人の意思とは別にひきこもりにならざるを得ない社会的背景がある。こうした分析が本計画には皆無である。 青少年の置かれた背景を分析するチームを子ども・子育て会議の付属機関として立ち上げ、打開策を探る必要がある。	ひきこもりには、様々な要因、複合的な課題があり、家族も含めた支援が必要です。関係機関との連携を密にしながら、個々の状況に応じた必要な支援体制を整えていきます。 なお、子ども・子育て会議の付属機関を設置する考えはありません。	
152	ひきこもりやその家庭に対し、臨床心理士・精神保健福祉士として活動している。今後、セミナー等を開催したく、報酬と会場の提供を区に検討してほしい。	ねりま若者サポートステーションでは、ニートやひきこもりなど自立に悩む若者やその家族を対象に、精神保健福祉士による心理相談などを行い、相談者の状態に応じた支援を行っています。保護者向けにも家族セミナーや保護者懇談会を実施しています。 お寄せいただいたご意見については、ねりま若者サポートステーションの委託事業者と情報共有します。	



No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
153	スウェーデンのユースクリニックを参考にして、体や心の不調、性感染症、若年層の妊娠（中絶）、デートDVなど、若者を対象とした専門家による相談対応窓口の設置を要望する。相談体制として、SNSなどの活用も検討すべきである。	若者の相談は、ねりま若者サポートステーションのほか保健相談所、生活サポートセンター、総合福祉事務所などで受け付けています。若者を対象とした専門家による相談対応窓口を新たに設置する考えはありませんが、相談内容に応じて、関係機関と連携し、若者を支援する体制を整えます。	
154	練馬子ども議会について、約3か月間の活動で終わらせるのではなく、区政の課題を参加者自らが発見し、改善するまで取り組む企画とすることを要望する。そのために、対象を中学生から20代までに広げたり、1～2年程度の期間で取り組むことが必要であり、予算も計上すべきである。	練馬子ども議会は、中学生を対象に、区政に関する意見の聴取と、区政や区議会、選挙の仕組みについての関心を高めることを目的に実施しています。 また、学習効果も鑑み中学生を対象にしています。活動は、定期試験や学校行事に支障が無いよう、参加する生徒の負担を考え、長期休暇に集中して行うようにしています。	
第6章 法定事業の年度別需給計画			
3(1) 教育・保育			
155	保育の供給量について、認可保育所が増えたことにより、企業主導型保育事業や認可外保育施設の経営が厳しくなっている。このような状況の中で、令和6年度まで、これらの施設の定員数を据え置きのまま供給量として捉えていいのか。	企業主導型保育事業の地域枠や、認可外保育施設の定員は、設置主体が事業者であり、区の判断で増減を定めるものではないため、現時点の定員数を据え置きしています。事業者の動向を把握しながら計画を進めていきます。	
156	保育の供給量について、平成31年4月時点で認可保育所を希望しても入れなかった者が約700人いる。この数字の解消を基本に、待機児童対策の計画を作るべきである。また、多くの区民が求めているのは認可保育所である。重要事項に認可保育所の大幅な増設を明記し、全員入園を目指してほしい。また、直営の公立認可保育所こそ増やすべきである。	待機児童数算定は、国の要領に沿って行っています。他に利用可能な保育所等の情報提供を受けてもなお、特定の保育所等を希望している場合は、待機児童数に含めないとされています。 区は、増加を続ける保育ニーズに対応するため、これまで全国トップレベルの定員増を実現してきました。令和2年4月に向け、新たに私立認可保育所を16か所整備するとともに、練馬こども園を3園認定し、定員760人を確保する見込みです。令和3年度に向けては、地域および年齢ごとの需要を考慮し、私立認可保育所を9か所整備し、更に410人の定員増を実施します。 今後も多様化する子育てニーズに応えるため保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。区立保育所を増設する予定はありません。	
157	保育の供給量について、地域型保育事業や認可外保育施設等を含んだ数値ではなく、ニーズ調査結果から保護者が望む施設とされる「延長保育のある認可保育所」を基準に策定すべきである。	保育施設については、区民の多様なニーズに応え、地域型保育事業や認可外保育施設等を含めて定員拡大を図っており、延長保育のある認可保育所を基準とする考えはありません。 延長保育事業も含め、ニーズ調査に基づいた区全体の保護者のニーズに応えていけるように充実に努めています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
158	保護者が望む認可保育所以外の施設を作っても、質の面で需要に応える供給とはならない。量的な供給目標だけでなく、保育の質についての供給目標も記載すべきである。	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業において、区立保育所園長経験者等による巡回支援を強化していく旨を記載しており、そのための人員確保を供給目標としています。	
3(2) 地域子ども・子育て支援事業			
159	延長保育事業について、「1時間だけ利用したい」「早朝に利用したい」等の利用時間に関する個別のニーズを踏まえた供給量となっているのか。	供給量は、ニーズ調査の結果等を踏まえ算定しています。 なお、延長保育の実施時間は、ニーズ調査の結果を基に利用者の急な残業やシフトなど様々な働き方にあわせたものであること、また、保育事業者の園運営・職員体制の確保などの考えなどに基づき設定しています。	
160	延長保育事業について、需要量に対し供給過多の計画となっている。区は新規開設する保育所に延長保育の実施を求めており、また区立保育所の民間委託に際しても延長保育の定員を拡充させようとしているが、その必要はあるだろうか。過去の延長保育の利用実績から、延長保育の定員拡充の必要性と延長保育を実施すべき園を精査してほしい。	延長保育については、ニーズ調査に基づいた区全体の保護者のニーズに応じていけるように充実に努めています。 利用者数が現在少ない園でも、働き方の多様化により、延長保育がセーフティネットの役割を果たしており、安心して利用できることのご意見もいただいています。 共働き家庭の急増により、今後も必要な利用者が増えていくと見込んでいます。	
161	病児・病後児保育事業について、インフルエンザ等の感染症が流行している時には希望者が殺到し、利用できないことがある。年間を通して供給が需要を上回っているだけでなく、感染症の流行時に利用できる量を確保してほしい。	感染症に罹患した子どもを預かる際は、他の子どもと保育室を分ける等の配慮が必要なため、施設の定員上限までお預かりできない場合があります。また、感染症の特性として、流行する時期や期間が毎年流動的なため、その時々希望者数に合わせて保育士の配置を随時変更するのは困難です。 利用の多い特定の時期のみに合わせた定員確保を年間を通じて行うことは困難です。	
162	多様な主体が本制度に参入することを促進する事業について、具体的な取組内容を示してほしい。幼児教育・保育の無償化の対象である認可外保育施設や一時預かり事業等も、区の巡回指導を受けていると認識している保護者もいる一方、指導監督基準を満たしていない施設であっても5年間は無償化の対象となる猶予期間についてはあまり周知されていない。本計画は、巡回支援を受ける対象施設が不明であり、また、巡回支援を必要とする施設に対して支援員の供給が足りているかも不明である。	参入する事業者が継続的に保育施設を運営するためには、保護者や児童が安心して利用できる保育の質の確保が必要です。このため、区は既存・新設に関わらず認可外を含むすべての保育施設を対象に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行い、保育の質の維持・向上を図っています。 こうしたことから、取組内容や巡回に必要な支援員の需要量見込みと供給量の目標を計画に示しています。	
163	一時預かり事業について、保育園一時預かりは休止・廃止する園が増えているのが実情であるにもかかわらず、第1期計画の5年間で供給量が増加した年があるが、どのような考えで設定しているのか。	一時預かり事業の供給量は、保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等の定員の合計となっており、保育園一時預かりのみで対応するものではありません。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
164	一時預かり事業について、どの地区においても供給が足りている計画となっているが、保育園一時預かりは人気が高く予約が困難である。また、ファミリーサポートは事前登録や顔合わせ等の手続きが煩雑で利用しづらい。施設ごとの利用実績を踏まえ、不足しているサービスは補い、供給過多についてはその原因を探り、利便性の改善を行う等、実態に応じた対策をしてほしい。	保育園一時預かりは、地域の需要を適切に把握し、対応方法を検討します。ファミリーサポートでは、有償ボランティアである援助会員とのマッチングに当たり、保育場所や時間等のほか、アレルギーの有無等個々の状況を確認する必要があります。事業の利便性の向上については、援助会員の意向も確認しながら検討していきます。	
165	子育て短期支援事業（子どもショートステイ）について、計画上は需要見込みを供給量が十分に満たしているように見受けられるが、実際は緊急一時保護による要保護児童の利用が多くなっている。緊急一時保護のために24時間365日の受入れ体制を整えるには、区から支払われる補助金が足りない。人員不足により事故が発生しては大問題である。	子どもショートステイを要保護児童が利用する場合は、施設と事前調整しています。施設と協議しながら、円滑な事業実施に努めていきます。	
166	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）について、高学年の需要見込みに対して、高学年だけの供給量を記載すべきではないか。	高学年については、当面の間、児童館等の併設学童クラブ、ねりっこひろば、学校応援団ひろば事業等において受け入れ、異年齢の児童との交流を通じて、児童の健全な育成を推進することとしています。	
167	小学生の放課後の居場所づくりについて、学童クラブ施設数の拡充だけでなく、ねりっこひろばや児童館の利用時間の延長も視野に入れてほしい。ねりっこひろばは17時（冬季は16時半）、児童館は18時までしか利用できず、子どもの帰宅時間に保護者が間に合わない家庭も多い。保護者の送迎登録を前提とするなど、システムの工夫により利用時間の拡充を図ってほしい。	児童館やねりっこひろばは、保護者による送迎がないことを前提としており、児童が安全に帰宅できる時間に終了時間を定めています。18時まで開館している児童館においても、17時には児童に帰りの注意を喚起する呼びかけを行っています。帰宅の時間が遅くなるご家庭の児童への対応は、学童クラブで行うこととしています。学童クラブの需要の拡大に対応するため、ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。	
その他			
168	本計画策定のために区が実施したニーズ調査では、希望する教育・保育サービスに関する設問で「公立・私立」の希望も聞いているにもかかわらず結果が公表されていない。情報公開請求により回答票原本を閲覧し独自集計すると、「延長保育のある認可保育所」では公立希望が約62%、私立希望が約38%だった。結果を隠さず全面的に公開し、区民の願いに応えた計画に修正し、巻末資料も修正すべきである。	意見にある調査項目については、回答が任意で約半数の方が未回答でした。	
169	トピックスとして一つの企業のホームページを取り上げるのは、同業他社からすれば不公平であり、削除すべきである。	過去に民間調査の記事として紹介された区の子育て支援事業をトピックスで紹介しています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
170	<p>家庭での子育てを望む家庭に対する支援として、一時預かり事業のように保護者が施設へ出向くのではなく、家庭に支援者を派遣し、保護者が家事を行っている間に子どもの遊び相手となってくれるような保育サービスを、近隣大学の教育学科や児童学科とのタイアップにより検討してほしい。</p>	<p>ご自宅での子どもの遊び相手などの支援については、有償ボランティアである援助会員が短時間子どもを保育するファミリーサポート事業で対応しています。20歳以上の区民であれば、学生であっても援助会員として活動していただけます。</p> <p>なお、大学とは、子育てのひろば等の区が実施する子育て支援事業において、実習生やボランティアとして受け入れるなどの連携を行っています。</p>	
171	<p>総合福祉事務所とも連携し、家事の間に子どもの見守りをするような支援を、所得や保護者の健康状態に応じた一部の対象者に子育てスタート応援券のような形で配付できればいいのではないか。</p>	<p>産前産後の体調不良など、家事援助が必要な家庭にヘルパーを派遣する育児支援ヘルパー事業において、子どもの見守りも行うことができます。同事業は既に子育てスタート応援券の対象になっているほか、課税状況により利用料の減免制度を設けています。</p>	
172	<p>育児者を増やすため、核家族化の進行により祖父母に頼れない父母が周囲にヘルプを出せる機会を区が設けてほしい(例：ファミリーサポート・ベビーシッター・家事代行等を区でまとめて委託して安価に利用できるようにする、地域で子ども達を助けたいと思っている人に「子育て助けられますステッカー」を配付して玄関先に貼ってもらうなど)。</p>	<p>妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートの充実に取り組んでいます。</p> <p>子ども家庭支援センターと区役所内に「すくすくアドバイザー」を配置しています。すくすくアドバイザーは、子育てのひろば等の子育て支援施設や、ファミリーサポート事業等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への橋渡しを行っています。</p> <p>なお、妊娠中から子育て中に知っておきたい制度や各種手続き、困ったときの相談先など様々な子育て情報を「ねりま子育て応援ハンドブック」で紹介しています。</p>	
173	<p>緊急時に子どもを預け合えるのは隣近所の知人同士でしかできないし、それが隣近所の望ましい関係でもある。知人同士の預け合いが促進されるような制度を区でつくりたいか。</p>	<p>核家族化や地域の繋がりの希薄化などにより、子育てに不安や負担を感じる保護者が増加傾向にあります。有償ボランティアである援助会員が短時間で子どもを保育するファミリーサポート事業を実施しています。子ども・子育て支援事業の充実に取り組めます。</p>	
174	<p>保育所や学童クラブを委託し、子どもや保護者が慣れ親しんでいる環境の変化を強要することは「子どもたちの笑顔輝くまち」といえるのか。時間をかけて引き継いでも委託による環境の変化は起きる。委託によって影響を受けた保護者の声を把握しているのか。</p>	<p>保育所については、保護者から委託1年目アンケートや東京都福祉サービス第三者評価、運営委員会などでご意見をいただいております。安定的な保育運営を支える貴重な声であると考えています。また、保育所・学童クラブともに毎年、保護者に対し満足度調査を実施して把握しているほか、子どもたちの個々の具体的な様子については、委託後も保護者面談等を通じて、丁寧な聞き取りを行っています。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
175	<p>本計画の基礎となるニーズ調査結果について、情報公開請求で確認し独自に集計したところ、公立保育所の希望者が約62%、私立保育所の希望者が約38%だった。保護者のニーズは公立保育所にあるにもかかわらず、区が保育所の民営化を検討するのか、根拠と合理的な説明が一切ない。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>これまで委託した20園では、延長保育などサービスを充実し、第三者評価や保護者アンケートで高い評価をいただいています。</p> <p>今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。</p> <p>なお、意見にある調査項目については、回答が任意で約半数の方が未回答でした。</p>	
176	<p>保育所の民営化には反対である。民営化によって子どもの事故も増え、また利益優先の経営では先生方も安心して働くことはできない。予定している民営化は解消し、公立保育所を維持してほしい。福祉に関することは人の命に直結する。区の責任は重大である。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで保育サービスの充実に取り組みます。</p> <p>区立、私立問わず、サービス水準や質を確保する必要があるため、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修を行っています。また、令和2年度に保育人材の確保や育成に取り組む専管係を保育課内に設置します。</p>	
177	<p>本素案に、保育所の民間委託や民営化に関する記載がない理由を教えてください。公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（素案）には、保育所の民営化に記載がある。これについて、在園保護者や当該園の事業者だけでなく、子育て世帯や保育関連に従事する関係者に広く周知してほしい。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画は、計画期間内の保育サービス等の需要見込みと供給計画を示すものです。</p> <p>区立保育所の委託・民営化は、公共施設等総合管理計画・実施計画において年度別の取組をお示ししています。</p> <p>区民意見反映制度など、節目節目で区民の皆様のご意見を伺います。</p> <p>民営化する場合は、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めていきます。</p>	
178	<p>保育所の民間委託について、事業者の応募状況を見ると、応募数の多い園は、主要駅からの交通利便性が高い傾向がある。直営園では定期的に保育士を異動させることで、地域に関係なくどの園にもバランスよく保育士を配置し、保育の質を保つことができていたが、今後、委託園の民営化が建物・土地の無償譲渡の取扱いを含めて検討することが明らかになれば、立地条件がプロポーザルを左右する傾向が強まる。地域によって保育の質がアンバランスになるのではないかと。多様なサービスではなく、どの園に預けても安心できる保育の質の安定した保育所を望んでいる。直営園をこれ以上縮小せず存続する手段も講じてほしい。</p>	<p>区立保育所の委託・民営化は、民間の力を活用することによりサービスの充実に図るものです。</p> <p>民営化する際の土地・建物は原則貸付になります。今後、保育サービスの充実や土地・建物の取扱いなどについて、事業者と協議を行います。</p> <p>区民意見反映制度など、節目節目で区民の皆様のご意見を伺います。</p> <p>民営化する場合は、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めていきます。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
179	<p>小学生児童家庭について、共働き家庭の増加に伴い、保護者会等の学校行事の見直しとPTA活動の見直しを進めてほしい。学校行事やPTA活動のほぼすべてを母親が担っているのが現実であり、小学校入学前後に負担の軽い職場に転職する母親も多く、生涯年収に大きな影響を与えている。区にはPTA活動に対し、ある程度の活動指針を示すことが求められていると感じる。</p>	<p>学校行事については、学校が児童や学校・地域の実態に応じて設定しています。PTAには、折に触れ助言を行うなど、必要な支援を行っています。任意団体である各PTAにおける自主的・自律的な活動を尊重します。保護者の皆様には、PTA役員や学校長・副校長とともに団体内部での検討をお願いしています。</p>	
180	<p>PTAについて、これまで区は区議会等で「各学校のPTAに対して直接、指導監督することはできない」という姿勢を示している。しかし、各小・中学校長の責任で配付されている文書等では、保護者全員の加入や会費の納入を求めることが多い。また、児童・生徒の事業等への参加を保護者のPTA加入状況と紐づけていることもある。公教育の場でありながら、一定の団体へ保護者が加入しているか否かにより、児童生徒への対応が分かれば、その公共性が揺らぐこととなる。保護者の権利保護とより健全な環境整備のため、校長に向け行政から働きかけてほしい。また、本計画にPTAについて盛り込んでほしい。</p>	<p>PTAには、折に触れ助言を行うなど、必要な支援を行っています。任意団体である各PTAにおける自主的・自律的な活動を尊重します。 本計画にPTAについて記載する考えはありません。</p>	
181	<p>本計画には子ども・保護者・学校の三者が連携した取組であるPTAや保教の会についての言及や提言がされていない。現在の就学前および小学生児童家庭のほぼ半数が共働き家庭であるが、これらは任意団体であるにもかかわらず、就労は不参加の要件としては認められない。半ば強制参加となっていることにも疑問を感じる。個々の事情がありながらも、参加し合える組織体制や仕組みづくりに知恵を使うべきである。</p>	<p>PTAには、折に触れ助言を行うなど、必要な支援を行っています。任意団体である各PTAにおける自主的・自律的な活動を尊重します。保護者の皆様には、PTA役員や学校長・副校長とともに団体内部での検討をお願いしています。</p>	
182	<p>平成29年に文部科学省より示されたスクールロイヤーの配置について、法律に詳しい専門家を学校に配置することで教員の立場を守ることに繋がるであろう一方、弁護士は雇用主である教育行政の側に立たざるを得ない。父母や児童・生徒と対峙した場合、父母や児童・生徒に対し組織の圧力がかけられないか不安である。より具体的に公正な判断がなされるような対策や専門部署の設置と、本計画に盛り込むことを検討してほしい。</p>	<p>現在、区教育委員会ではスクールロイヤー制度を導入しておらず、法律問題については、区役所の法務部門に配置している弁護士に相談しています。今後、既にスクールロイヤーを配置している他自治体の状況等を踏まえ、スクールロイヤーの配置について検討します。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
183	<p>小学校教員の対応について、学校公開日や各行事への参加を通じ、時折「暴言ではないか」「教育と言えるべき対応なのか」と疑問に思うことがある。子どもがのびのびできる学校は、教員ものびのびできる環境であるはずだ。教員のワーク・ライフ・バランスが正当に担保され、やる気を維持して子どもに暖かく穏やかな気持ちで接する心の余裕をもつことができるような環境整備など、区として学校教育のあり方を再検討してほしい。</p>	<p>区では、平成31年3月に「練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プラン」を策定し、教員の意識改革や校務改善を進めています。教育委員会も、学校電話機のオートメッセージ機能や学校徴収金管理システムの導入等を通じ、教員の負担軽減に向けた環境整備を進めています。今後も教員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための取組を進めます。</p>	
184	<p>性犯罪者が児童と接する仕事ができないようにしてほしい。</p>	<p>性犯罪者に限らず、都から通知される保育士欠格事項に該当し登録を取り消した保育士について、区の個人情報保護条例に沿い、区内の保育施設に情報提供を行っています。</p>	
185	<p>いじめや自殺、人工妊娠中絶を防ぐために、区内の小・中学校全校で命の授業（性教育）を実施してほしい。</p>	<p>各学校では、保健の学習や保健体育科の授業、道徳の授業を中心とし、全教育活動を通じて、命の大切さについて考えさせるとともに、性についての正しい理解を促す指導を行っています。今後は、外部の専門家等を活用した授業の実施など、各学校の指導がより充実したものとなるよう働きかけていきます。</p>	
186	<p>命の授業（性教育）を充実させてほしい。誤った性情報に触れ、犯罪に巻き込まれないためにも年齢に適した性教育を行うことは急務である。ユネスコの性教育に関する指針では、幼児期からの性教育が必要であるとされている。区でも性教育を充実させてほしい。</p>	<p>幼児期における性教育については、幼児期の特性を踏まえ、相手を尊重する気持ち、友達との関わりを深めて思いやりをもつ、身の回りを清潔にするなどの教育を行っています。また、各学校では、保健の学習や保健体育科の授業、道徳の授業を中心とし、全教育活動を通じて、命の大切さについて考えさせるとともに、性についての正しい理解を促す指導を行っています。今後は、外部の専門家等を活用した授業の実施など、各学校の指導がより充実したものとなるよう働きかけていきます。</p>	
187	<p>幼児期からの性教育も性被害を水際で防ぐために必要である。世界基準では4・5歳から性教育を行っている。それに伴い、中学、高校において制服と私服を児童が自由に選べるようにしてほしい。制服を着ていることで痴漢などの性被害に遭う児童が多数いる。</p>	<p>幼児期における性教育については、幼児期の特性を踏まえ、相手を尊重する気持ち、友達との関わりを深めて思いやりをもつ、身の回りを清潔にするなどの教育を行っています。 標準服の着用については、ほぼすべての区立中学校の生徒は、各校で定めた標準服を着用しています。性犯罪防止の観点から標準服と私服の選択を教育委員会が推進する予定はありません。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
188	子ども達が自分の思いや意見をはっきり伝えたり、価値観の違いを知ることができるような道徳の授業をしてほしい。	道徳の授業に関わる研修の工夫や、教育委員会による指導・助言、研究指定校の研究成果の情報発信等を通じて、思いや意見を伝え合い、考えを広げるような授業の充実が一層図られるよう、努めます。	
189	給食に関して、学校のホームページでその日の給食内容を画像付きで情報提供してほしい。きちんとバランス良く栄養を取れているのか区民として確認したい。	学校のホームページの内容は各校で決定し、公開しています。いただいたご意見の趣旨は機会を捉えて、学校へお伝えします。	
190	中学生は、単に年齢的な観点で身の回りのことができるからと1人にしてしまうケースが多いと感じる。年齢が上がり感受性が豊かになるからこそ、より一層サポートが必要であるため、中学生に対する取組を実施すべきである。	中学校では、教職員をはじめスクールカウンセラーなどが相談の窓口となって対応しています。 また、児童館の機能の見直しの中で、中学生・高校生向けの事業を充実していきます。引き続き、児童館職員が個々の児童に寄り添い、気軽に相談できる場としての機能を強化していきます。	
191	子どものSOSを受け止め、人権擁護・救済のために調査権・勧告権を持つ「子どもの人権オンブズパーソン」を設置すること。	区では、子どもの権利擁護の視点を持ち、広く保護者や子どもの声を聞きながら事業を実施しています。オンブズパーソン制度の設置は考えていません。	
192	乳幼児を育てる保護者は、とにかく移動が大変である。みどりバスの拡張や、駅と区の施設間でのチャイルドシート付き電動自転車の導入等が有効であると考えます。	みどりバスは、ルートの再編や利用者が多い時間帯の増便等、各地域に対応する改善策について、平成28年度に改定した公共交通空白地域改善計画に基づき、検討を進めていきます。なお、駅と区の施設間でのチャイルドシート付き電動自転車の導入等の予定は現段階ではありません。	
193	出生記念苗木の配付があるが、置き場が無い家庭もあるため、代わりに「桜のオーナー」の権利をプレゼントするのはどうか。練馬区と言えば桜の名所である。	出生記念苗木は、室内やベランダの鉢植えでも育てられる苗木なども含め10品種からお住まいの環境に応じて選んでいただけるよう工夫をしております。 ご提案については、今後、みどりの葉っぱい基金の取組などを検討する際に参考にさせていただきます。	
194	健康長寿の向上に伴い、まだまだ活躍したいと考えている高齢者が多くいる。各事業に必要な有資格の高齢者の参画をぜひ検討するべきである。	趣味や特技を活かした地域活動を応援する「はつらつシニア活躍応援塾」を開催し、これまで身につけた知識などを効果的に教える手法を学ぶセミナーを実施します。修了者には高齢者施設や児童施設等で事業の講師を務めていただくなど、活躍できる場を設けます。	